

# 第2節 監査委員

## 令和4年度監査実施状況

種 別		実施回数等	
例月現金出納検査	会計管理者及び公営企業管理者が取り扱う現金の出納事務が適正に行われているかについて、毎月検査を実施する。	月1回	会計管理者及び公営企業管理者所管分
定期監査及び行政監査	各所管における事務が、適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度監査計画を定めて行う。	12部局	市政集中改革室、泉北ニューデザイン推進室、東区役所、教育委員会事務局・学校園、選挙管理委員会事務局、議会事務局、環境局、健康福祉局、堺区役所、北区役所、会計室、監査委員事務局
財政援助団体等監査	監査委員が必要と認めるときは、市が補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体及び市が出資金等を25%以上出資している団体に対して、出納その他関連する事務の執行が適正に行われているかについて監査を実施する。	3団体	地方独立行政法人堺市立病院機構、公益財団法人堺市公園協会、社会福祉法人堺市社会福祉事業団
公の施設の指定管理者監査	監査委員が必要と認めるときは、市が公の施設の管理を行わせているものについて、その管理が適正かつ公平・公正に行われているかを監査する。	15か所	堺市立ビッグバン、原山公園、原山かもめ公園、堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート、堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

種 別		実施回数等	
工 事 監 査	工事施行担当部局を対象として、主に技術面から工事が適正かつ合理的に行われているかを監査する。	34か所	土木工事 (20か所) 建築工事 (12か所) 設備工事 (2か所)
決 算 審 査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書、基金の運用状況を示す書類の内容が正確であるかどうか、予算が適正かつ効果的に執行されているかを審査する。	9会計	一般会計 特別会計 (6会計) 公営企業会計 (2会計)
基金運用状況審査		1基金	堺市小口更生資金貸付基金
財政健全化判断比率等審査	市長から提出された財政健全化判断比率・資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを審査する。	5指標	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率
内部統制評価報告書審査	市長から提出された内部統制評価報告書に記載された評価手続及び評価結果が相当であるかを審査する。	1報告書	内部統制評価報告書
住民監査請求監査	住民が、市の執行機関又は市の職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・処分又は財産の管理を怠る事実等により、市に損害を与えた又は与えると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止、是正、損害の補填等の必要な措置を請求できる制度で、請求の要件を満たす場合に、監査を実施する。	受理 2件	